

はしがき

法務総合研究所研究部報告45号は、「家庭内の重大犯罪に関する研究」と題し、家族を被害者とする重大犯罪の実態を調査した結果をとりまとめて刊行する。

家族は、社会にある最小の生活共同体の一つである。そこでは、構成員相互に信頼関係を築き、精神的つながりを持って扶助協力し合うものとされる。かつては、親、子、孫が同居する3世代家族等の大家族が中心であったが、戦後の高度経済成長とともに、そのような大家族は減少し、核家族化、少子化、地域社会の弱体化など、家族とそれを取り巻く環境は変貌した。このような家族情勢の変化は、家庭内の犯罪の動向にも必然的に影響を及ぼしていると考えられ、近年、親族間の暴力事件等の比率の上昇傾向は強まっている。また、社会的注目を集める家族間の殺人事件等が発生し、家庭内の重大犯罪に対する社会的関心も高まっている。

従来は、「法は家庭に入らず」との法格言に象徴されるように、家庭に対する公的介入、なかんずく刑事的な介入は謙抑的になされてきたが、近年は、家庭に対する公的介入の必要性が指摘されるようになり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律などのいくつかの新たな立法に結実し、家庭内の犯罪を防止するための枠組みが整えられたが、その後も、配偶者暴力、児童虐待を始めとして家庭内の重大犯罪は発生し、その防止に関する社会的な要請は強まっている。

以上を踏まえて、家庭内の重大犯罪についての現状とその要因を分析することは、刑事政策上、重要な意義を持つと考えられる。そこで、法務総合研究所では、成人及び少年による家庭内の重大犯罪について、刑事事件記録、少年鑑別所の資料、保護観察記録等を用いて抽出した上、その犯行態様、被害者の属性、動機、家庭内の問題などを調査し、類型別の特徴や、処遇上の問題点等を分析することにより、我が国における家庭内の重大犯罪の実態を明らかにし、その効果的な防止及び処遇を図るための基礎的資料としたいと考えた。

本報告書が、家庭内の重大犯罪の実態の解明の一助となり、その効果的な防止策及び社会復帰に向けた処遇を検討・実施するための資料としての役割をいささかでも果たすことができれば幸いである。

最後に、今回の調査を実施する上で、多大な御理解と御協力を賜った検察庁、刑事施設、少年鑑別所、保護観察所を始めとする法務省関係機関及び各種の団体、関係各位に対して心から謝意を表する次第である。

平成24年3月

法務総合研究所長 清水治

要　旨　紹　介

1 研究の目的及び方法

家庭内の犯罪のうち、生命・身体・財産に対する重大な危害をもたらす重大犯罪である殺人、傷害致死、放火及び保護責任者遺棄致死で家族を被害者とするものを取り上げ、その動向、動機・原因、処遇の状況等を調査分析するとともに、犯罪類型ごとに顕著な特徴を抽出するなどして、それらの犯罪の効果的な防止策及び処遇方策の検討のための基礎的な資料を提供することを目的とした。

調査研究の方法としては、各種統計による国内外における家庭内の重大犯罪に関する動向分析を行うとともに、成人及び少年による家庭内の重大犯罪に関する実態調査を実施した。

動向分析として、警察庁の統計等を基に、主要罪名別・家族の被害率の推移、主要罪名別・加害者と被害者の関係別（親子、配偶者、兄弟姉妹等）検挙件数の推移等を調査し、我が国における家庭内の犯罪の動向を分析するとともに、諸外国との比較を行うため、カナダ及び米国における家庭内の犯罪に関する統計資料を入手し、主要罪名、被害者と加害者の関係等について分析を行った。

また、実態調査のうち、成人に関しては、東京地方検察庁において処理された事件のうち、家族を被害者とする殺人等の重大犯罪を対象に、刑事事件記録又は判決書から加害者の属性、動機・原因、家族関係等を調査するとともに、この種犯罪をした者に対する処遇上の問題点を探るため、別途保護観察事件の中から事例を抽出して、刑事施設及び保護観察所における処遇の状況、更生の程度、家族関係等についても調査した。

さらに、実態調査のうち、少年に関しては、少年鑑別所に質問票を送付するなどして、加害少年の属性、動機・原因、家族関係等の調査分析を行うとともに、そのうち少年院送致等の処分を受けた者について少年院及び保護観察所における処遇の状況、更生の程度、家族関係等についても調査分析を行った。

2 研究結果の概要

（1）我が国の家庭内の犯罪の状況

平成22年における一般刑法犯検挙件数の被害者と被疑者の関係別構成比を罪名別に見ると、親族率（検挙件数総数に占める親族が被害者である事件の比率）は、一般刑法犯の総数では1.5%に過ぎないが、殺人、傷害致死ではほぼ半数を占める。また、放火、暴行、傷害もそれぞれ親族率が高い。

平成元年以降における罪名ごとの親族率の推移を見ると、殺人、放火、暴行及び傷害致死の親族率は最近上昇傾向にあり、とりわけ傷害の同比率は、11年から急増している。また、強姦の親族率も、数値は低いものの、10年頃から上昇傾向がうかがわれる。

さらに、平成22年における親族が被害者である事件の一般刑法犯検挙件数の被害者の種類別構成比を罪名別に見ると、一般刑法犯検挙件数の総数では、配偶者が半数近くを占め、次いで、親、その他親族、子、兄弟姉妹となっている。傷害、暴行では、配偶者に対する事件の比率が極めて高く、殺人も、配偶者に対する事件の比率が高いほか、親、子に対する事件の比率も高い。これに対して、放火、傷害致死は、親に対する事件の比率が高い。

平成元年以降における罪名ごとの被害者種別の推移を見ると、特に暴行、傷害で、妻が被害者である事件の検挙件数が12年から急増している。

(2) 外国における家庭内の重大犯罪

① カナダの家庭内暴力犯罪の概要

暴力犯罪（暴行、性的暴行、犯罪的ハラスメント、ストーカー行為、脅迫、監禁及び殺人を含む。）における被害者は、家族が4分の1弱に及んでおり、そのうち7割が女子であり、女子の6割は妻であった。配偶者暴力犯罪（法律婚、事実婚に係る配偶者のほか、別居・離婚したパートナーを含む。）の件数は、全粗暴犯の1割強であり、減少傾向にある。

少年（18歳未満の者をいう。）に対する身体的・性的暴力犯罪のうち、家族である加害者によるもの（家庭内暴力犯罪）は約4分の1である。少年に対する家庭内暴力犯罪の加害者の過半数は親（実親のほか、継父母、養父母、事実上養育している者を含む。）である。

高齢者（65歳以上の者）に対する暴力事件のうち、家庭内の暴力犯罪（加害者が家族によるもの）は約3割であり、増加傾向にある。

高齢者に対する家庭内暴力犯罪について、被害者の男女別に加害者種別構成比を見ると、男子よりも女子に対する家庭内暴力犯罪が多く、かつ、女子に対する家庭内暴力犯罪では、男子に比して加害者が配偶者である構成比が高く、子どもと配偶者の構成比を合わせると6割を超える。男子の高齢者に対する家庭内暴力犯罪では、加害者は子どもが約3分の1であって最も多い。

② 米国の家庭内暴力犯罪の概要

暴力犯罪全体の中で、配偶者等及びその他の親族によるものは約2割であり、男女別に見ると、女子の被害者に対する暴力犯罪において、男子よりも、配偶者等及びその他の親族によるものの構成比が高い。配偶者等による暴力犯罪の被害者率（12歳以上の者1,000人当たりの被害者数）は、女子に対するものが男子に対するものの約4倍に及んでいる。

1976年から2005年までの30年間における殺人の被害者は、30年間一貫して、「友人・知人」が最も多く、次いで、「面識なし」、「配偶者等」（元配偶者を含む。）の順であった。家庭内殺人（親族等が被害者である殺人をいう。）の被害者について見ると、一貫して

「配偶者等」が最も多いものの、長期的に減少傾向にある。家庭内殺人の被害者は、近年、多い順に、「配偶者等」、「子ども」、「その他の親族」、「親」、「兄弟姉妹」であった。

被害者が親である殺人事件について加害者・被害者の関係を見ると、息子による父親殺しが最も多く、次いで、息子による母親殺し、娘による父親殺し、娘による母親殺しの順であった。加害者を年齢別に見ると、男女ともに16～17歳の年齢層の者が最も多い。

被害者が兄弟姉妹である殺人事件における加害者の属性を見ると、女性の占める比率が低い。兄・弟による兄弟殺しが最も多く、次いで、兄・弟による姉妹殺し、姉・妹による兄弟殺し、姉・妹による姉妹殺しの順であった。

(3) 成人による家庭内の重大犯罪の実態と分析

東京地方検察庁において処理された事件のうち、①昭和50年～同53年の4年間、②平成元年～同4年の4年間、及び③平成17年～同20年の4年間の各期間区分に第一審判決の言渡しがあったもので、罪名が「殺人（未遂、予備を含む）」「傷害致死」「現住建造物等放火」「保護責任者遺棄致死」である「家庭内」（直系尊属・卑属、配偶者（内縁を含む。）、兄弟姉妹、同居のその他親族（継父母・継子を含む。）を被害者とするものをいう。）の事案を抽出し、刑事事件記録又は判決書から、事案の内容を分析した。対象事件として抽出した事件の数は、合計236件（①期114件、②期55件、③期67件）であった。

各期間区分における犯罪の特徴を、量的な側面に着目して、他の期との比較で見ると、①期においては、他の期に比べ、女性による犯行で、嬰児殺しが顕著に多かったほか、男性による犯行で、妻に対する殺人と傷害致死がかなり多かった。②期においては、全体的に重大犯罪の件数が少なくなっていたが、放火の件数は他の期よりも上回っていた。③期においては、実親殺しが他の期に比べて多く、その中でも母親殺しが顕著に多いとともに、女性による犯行が増えている。

また、質的な面においても、時代の推移に応じて、各期間区分における家庭内の重大犯罪には、いくつかの特徴的な変化が見られ、例えば、①期には、家庭内における男女の力関係の非対称性が反映していると考えられる事案が多く認められる一方、②期以降においては、家族内外の人間関係の希薄化や個人の欲望の肥大化が反映していると考えられる事案が目立つようになるなどの変化を指摘することができる。

(4) 家庭内の重大犯罪をした受刑者等に対する処遇

東京、千葉、宇都宮、大阪保護観察所（東京及び大阪は支部を含む。）において係属した保護観察事件のうち、本件が本研究の対象に該当する事犯であるものを抽出し、それらの事例について、被収容者身分帳簿、保護観察事件記録及び生活環境調整事件記録から把握できる情報を網羅的に調査した。抽出した事例は75件であり、罪名別の内訳は、殺人が49件（未遂4件を含む。）、傷害致死が24件、保護責任者遺棄致死が2件であった。いずれ

も、本件により実刑判決（全て有期の懲役刑）を受けて受刑した後、仮釈放となった事案である。

これらの事案について、犯罪の動機や原因、あるいは犯行態様等から犯罪の一定の類型化を試み、①特定の親族との感情的あづれきから犯行に至った事例、②養育中の乳幼児・介護中の親等が被害者となった事例、③家庭内暴力やDV等の問題行動のある親族が被害者となった事例及び④経済的破綻等から無理心中を企図した事例の4類型に大きく分類した上で、類型ごとに、本件の概要、刑事施設での生活状況、生活環境調整状況、保護観察状況等を見た。

被害者が非親族である犯罪と異なり、本件以前において本人が被害者から暴力等の被害を受けていた場合や、本人の被害者に対する感情が愛憎半ばする両価的なものである場合等には、本件に対する反省や被害者に対する慰謝・慰靈の態度には、複雑で屈折した側面が見られる事案が多くあった。また、家庭内の犯罪は、被害者が非親族である場合に比べ、被害者自身や他の家族が、加害者を宥恕する割合が比較的高く、その社会復帰を支える意思を有する場合が多いが、本件の内容や本件後において各親族が受けた社会的な反響等によって、本件及び本人に対する個々の親族の感情は必ずしも一様ではなく、こうした親族の感情の有り様は、本人の更生意欲に影響を与えるとともに、刑事施設出所後における生活基盤の確保にも大きく影響することがうかがえた。

（5）少年による家庭内の重大犯罪の実態と分析

家庭内の重大犯罪をした少年の実態の分析に当たっては、まず、非行名別の特徴を検討した。非行名による分類では、嬰児殺を殺人の外数とした上で保護責任者遺棄致死と併せて「嬰児殺・保護責任者遺棄致死」とし、殺人（嬰児殺を除く。）、傷害致死及び放火を含めた4つの非行名の分類により、調査対象者の属性及び犯行状況を見た。次に、犯行の背景について、加害対象となった家族の問題行動、家庭の状況、調査対象者の状況、調査対象者の問題行動等を、非行名ごとに、動機別の分析を行った。なお、動機は、「憤まん・怨恨」、「現実逃避・現状打開」、「自暴自棄・自殺企図」及び「その他」の4種類に分類した。

分析の結果、調査対象者は、いずれの非行名についても、保護処分歴を有する者が少なく、非行性が進んでいないものが多かった。非行名別の特徴を見ると、殺人では、不安定な家庭環境や調査対象者自身の学校でのいじめ被害や孤立等を背景として、加害対象となる家族の問題行動等への対応という形で犯行に及んでいる者が多い。傷害致死では、加害対象者の問題行動等に暴力で対抗する中で死に至らしめた犯行が多く、放火は、殺人と似た傾向を有するが、加害対象者の側に問題行動等のある者の比率が殺人に比べて低く、動機が現実逃避や自暴自棄である場合は特にその傾向が強い。嬰児殺・保護責任者遺棄致死では、不純異性交遊の末妊娠に至り、問題解決能力の乏しさ等から処置・養育に困って嬰

児を死に至らしめている場合が多い。

(6) 家庭内の重大犯罪をした少年に対する処遇

家庭内の重大犯罪をした少年に対する処遇の分析に当たっては、少年院及び保護観察所における処遇の状況を調査し、対象者の非行時の状況と処遇後の状況等を比較した。

少年院の処遇においては、非行の重大性の認識、被害者に対する謝罪、自己の問題性の自覚などのほか、家族関係の改善、協調性・共感性又は自信感の醸成、感情統制、感情伝達能力の育成、性に対する理解などが教育目標とされる点が特徴的であった。また、特殊教育課程、医療措置課程に区分される者の比率が少年院入院少年一般よりも高かった。

保護観察では、就学・就労に関する指導を中心としつつ、家族関係、異性との交遊、精神科治療等に関する指導が多く行われている点が特徴的であった。保護観察開始当初は、大多数が遵守事項を守って問題のない生活を送り、約37%が良好措置により保護観察を終了した。他方、保護処分取消しが1人であり、期間満了により終了した者のうち4分の1に遵守事項の不遵守が見られた。

家庭内の重大犯罪をした少年の多くは、引受人に父母を希望し、多数の父母が被害を受けつつも引受意思を示した。しかし、被害者となった父母などの中には、少年との関わりを忌避する者もあり、非行時の同居親族以外の者が引受人となる少年もいた。

就学・就労状況について見ると、少年鑑別所在所中又は少年院入院中に、進路に関する具体的調整がなされた者において、有職又は学生の者の比率が高かった。

家庭内の重大犯罪をした少年には、その処遇過程において精神科治療の必要性が認められる者が相当の割合で存在するが、そのうち非行以前から十分な治療を受けていたと認められる者は半数以下であった。

3 まとめと課題

家庭内の重大犯罪の特徴は、家族という共同体の中で発生することである。家庭内で生じた何らかの問題が深刻化して、家庭内の重大犯罪へつながりやすい。これは、家族が閉ざされた自律的な場であることにより、家庭内の問題が外部の介入なく、放置、増幅されやすいことが一つの要因である。

そのような事態が生じる要因としては、当該問題を問題視する認識がないままに推移したこと、家庭内の問題を知られたくないという態度があること、公的支援等が十分に生かされていないことが考えられる。

したがって、その防止のためには、啓発活動の推進、各種専門機関を含めた相談窓口の設置、外部からの問題性の発見と地域社会のつながりを生かした通報制度、一覧性のある各種支援リスト・包括的相談窓口の設置、地域社会等の相互扶助機能の回復などを通じて、問題の生じた家庭の閉鎖性を崩し、外部を開くことが必要である。

家庭内の重大犯罪を行った者の処遇に当たっては、家族に対して犯罪を行ったことにより過剰な自責の念にとらわれて心情不安定になる場合、事件以前に被害者に問題があったことにとらわれ反省が深まらない場合等があり、それぞれの事案、対象者の個性を踏まえた柔軟な指導が必要である。

また、これらの者、家庭は事件以前には何らかの問題を抱えていることが多い。その問題性解消のためには、刑事施設、保護観察所の役割は重要であり、特に、医療措置、福祉上の手当て等が必要な者に対しては、医療機関、福祉機関等との連携を十分に図っていく必要がある。

— 家庭内の重大犯罪に関する研究 —

総括研究官	青木信人
総括研究官	野下智之
研究官	瀧澤千都子
研究官	藤原尚子
研究官補	重山智保
研究官補	中林保雄
広島保護観察所長（前総括研究官）	寺戸亮二
横浜地方検察庁検事（前研究官）	寺尾恭子
大阪医療刑務所処遇部長（前研究官）	水上太平
横浜保護観察所統括保護観察官（前研究官）	西元雅夫
長野保護観察所統括保護観察官（前研究官）	猪間徳子

目 次

第1編 序説	1
第1節 本研究の目的	2
第2節 本研究書の構成	3
第2編 家庭内の犯罪の動向	5
第1章 我が国の家庭内の犯罪の状況～親族を被害者とした犯罪の動向～	6
1 一般刑法犯検挙件数における動向	6
2 親族が被害者である事件	10
3 配偶者が被害者である事件	19
第2章 外国における家庭内の犯罪	22
第1節 カナダの家庭内暴力犯罪の概要	22
1 家庭内暴力犯罪	22
2 被害者との関係で見た家庭内暴力犯罪	23
3 家庭内殺人	27
第2節 米国の家庭内暴力犯罪の概要	31
1 被害者と加害者の関係別の暴力犯罪	31
2 家庭内殺人	32
第3編 成人による家庭内の重大犯罪	39
第1章 成人による家庭内の重大犯罪の実態と分析	40
第1節 調査の概要	40
1 調査の目的	40
2 調査方法	40
第2節 家庭をめぐる環境の変化	40
第3節 統計的分析	42
1 調査対象事件の概要	42
2 殺人	44
3 傷害致死	49
4 放火	54
5 保護責任者遺棄致死	58
第4節 類型別分析	59
1 子に対する殺人・傷害致死等事件	59
2 配偶者に対する殺人・傷害致死事件	63
3 親に対する殺人・傷害致死事件	65
4 精神障害等を有する者による家庭内の重大犯罪	67

第5節 家庭内の重大犯罪の裁判	68
1 量刑	68
2 被害者及び他の家族の感情	70
第6節 小括	73
第2章 家庭内の重大犯罪をした受刑者・仮釈放者に対する処遇	75
第1節 調査の概要	75
1 調査の目的	75
2 調査の方法	75
第2節 調査結果	75
1 調査対象事例の概要	75
2 被害者の種類別に見た事例の分析	76
3 犯行態様類型から見た処遇状況等	77
第3節 調査結果を踏まえた小括	87
1 本件に対する反省・悔悟	87
2 被害者又はその遺族に対する慰謝・慰靈	88
3 社会復帰と家族の再生	89
第4編 少年による家庭内の重大犯罪	93
第1章 はじめに	94
第1節 目的	94
第2節 調査の概要	94
1 調査実施方法	94
2 調査対象	95
第2章 少年による家庭内の重大犯罪の実態	96
第1節 調査対象者の属性等	96
1 国籍	97
2 犯行時年齢	97
3 就学・就労状況	98
4 保護者状況	99
5 犯行時の居住状況	99
6 資質等	100
7 保護処分歴	104
8 少年鑑別所退所事由	105
第2節 犯行状況	106
1 加害対象者	106
2 犯行計画	107

3 共犯関係	107
4 犯行月	107
5 犯行時間	109
6 犯行の動機	110
第3節 犯行の背景	111
1 殺人	111
2 傷害致死	118
3 放火	120
4 嬰児殺・保護責任者遺棄致死	126
第3章 家庭内の重大犯罪をした少年に対する処遇の状況	130
第1節 少年院における処遇	130
1 少年院調査	130
2 処遇状況	130
第2節 保護観察における処遇	133
1 保護観察調査	133
2 処遇状況	134
第3節 家庭内の重大犯罪をした少年の処遇をめぐる問題点とその対応状況	139
1 家族関係	139
2 就学・就労	144
3 医療措置・福祉的支援等	149
第4節 保護観察終了時の状態に関する事例分析	151
1 殺人既遂	151
2 嬰児殺・保護責任者遺棄致死	152
3 殺人未遂・殺人予備	152
4 放火	154
第4章 家庭内の重大犯罪をした少年の刑事処分状況	157
第5章 小括	158
第1節 重大事犯の類型別分析	158
第2節 家庭内の重大犯罪をした少年の処遇	158
第5編 結語	161
1 家庭内の重大犯罪の特徴	162
2 家庭内の重大犯罪の防止	162
3 家庭内の重大犯罪をした者に対する処遇	164
参考・引用文献一覧	166